

令和2年上尾市教育委員会3月定例会 会議録

- 1 日 時 令和2年3月24日（火曜日）
開会 午前9時30分
閉会 午前11時22分
- 2 場 所 上尾市役所 7階大会議室
- 3 出席委員 教育長 池野和己
教育長職務代理者 細野宏道
委員 中野住衣
委員 大塚崇行
委員 内田みどり
委員 小池智司
- 4 出席職員 教育総務部長 小林克哉
学校教育部長 伊藤潔
学校教育部参事 兼 学校教育部次長 関孝夫
教育総務部次長 西嶋秋人
学校教育部副参事 兼 学務課長 瀧沢葉子
学校教育部副参事 兼 指導課長 兼 教育センター所長 太田光登
教育総務部 教育総務課長 森泉洋二
教育総務部 生涯学習課長 小宮山克巳
教育総務部 図書館長 島田栄一
教育総務部 スポーツ振興課長 柳川忠明
学校教育部 学校保健課長 荒井正美
学校教育部 中学校給食共同調理場所長 戸國健一
書記 教育総務課主幹 山内和徳
教育総務課副主幹 上山英樹
教育総務課主査 鳥丸美鈴
教育総務課主任 井上建一
- 5 傍聴人 2人

6 日程及び審議結果

日程第1 開会の宣告

日程第2 2月定例会会議録の承認

日程第3 会議録署名委員の指名

日程第4 議案の審議

- 議案第15号 上尾市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第16号 上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第17号 公民館の非常勤館長に関する規則及び上尾市スクールソーシャルワーカー設置規則を廃止する規則の制定について
- 議案第18号 上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の任用に関する規則等を廃止する規則の制定について
- 議案第19号 上尾市立小・中学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について
- 議案第20号 上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する等の訓令の制定について
- 議案第21号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第22号 上尾市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について
- 議案第23号 上尾市立小・中学校管理規則及び上尾市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第24号 上尾市いじめ問題対策連絡協議会運営規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第25号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第26号 上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 議案第27号 上尾市学校運営協議会委員の任命について
- 議案第28号 令和2年度上尾市英語力4技能測定に係る検査方法について

日程第5 報告事項

- 報告事項1 平成31年度第1回監査結果について
- 報告事項2 上尾市図書館の駐車場の管理に瑕疵があったため起きた車両損傷事故の損害賠償の額の決定及び和解について
- 報告事項3 令和2年度埼玉県公立高等学校受検結果について
- 報告事項4 令和元年度上尾市立小・中学校卒業（予定）者の進路状況について
- 報告事項5 令和2年2月 いじめに関する状況について
- 報告事項6 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について
- 報告事項7 新図書館複合施設建設工事の契約解除に伴う損害賠償協議の状況について
- 報告事項8 財産の取得について

報告事項 9 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る臨時休業の状況について

日程第 6 今後の日程報告

日程第 7 議案の審議

議案第 29 号 教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る令和 2 年度当初人事異動について

議案第 30 号 令和 2 年度途中教職員人事異動に係る内申について

日程第 8 閉会の宣告

7 会議録

日程第1 開会の宣告

(池野和己 教育長) ただ今から、令和2年上尾市教育委員会3月定例会を開会いたします。本日、傍聴の申出はございますか。

(森泉洋二 教育総務課長) 2名の方から傍聴の申出がございます。教育長の許可をお願いします。

(池野和己 教育長) 傍聴を許可します。ご案内をお願いします。

～傍聴人入場～

(池野和己 教育長) それでは、日程に従いまして、会議を進めます。

日程第2 1月定例会会議録の承認

(池野和己 教育長) 「日程第2 2月定例会会議録の承認」についてでございます。2月定例会の会議録につきましては、すでにお配りをし、確認をいただいておりますが、修正等がございましたらここで伺いしたいと存じます、いかがでしょうか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) それでは、承認することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、2月定例会会議録については、細野委員にご署名をいただき、会議録といたします。

日程第3 会議録署名委員の指名

(池野和己 教育長) 続きまして、「日程第3 本定例会の会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、中野委員をお願いいたします。

(中野住衣 委員) はい。

(池野和己 教育長) 続きまして、「日程第4 議案の審議」でございます。本日は16件の議案が提出されておりますが、審議を始める前に、お諮りいたします。「議案第29号 教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る令和2年度当初人事異動について」及び「議案第30号 令和2年度途中教職員人事異動に係る内申について」の2件につきましては、人事管理に係る案件であるため、会議を公開しないこととし、関係職員のみのお出席によって、議案の審議を行いたいと存じますが、ご異議はございませんか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) それでは、ご異議がないものと認め、議案第29号及び議案第30号の審議につきましては、会議を公開しないものとして、また、関係職員のみ出席によって議案の審議を行うことに決定いたしました。この決定を受け、予定されていた本日の日程を変更いたします。まず、会議を公開して、議案第15号から議案第28号までの審議を行い、報告事項の後、今後の日程報告を行いたいと存じます。その後、非公開の会議として、関係職員のみ出席により議案第29号及び議案第30号の審議を行いたいと存じますので、よろしく願いいたします。

日程第4 議案の審議

(池野和己 教育長) それでは、議案の審議を行います。まず、最初に「議案第15号 上尾市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いいたします。

(小林克哉 教育総務部長) 議案書1ページをお願いします。議案第15号につきましては、森泉教育総務課長が説明申し上げます。

○議案第15号 上尾市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

(森泉洋二 教育総務課長) 議案書の1ページをお願いします。あわせて、議案資料1ページをお開きください。「議案第15号 上尾市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。議案書ページの下部、提案理由ですが、この議案は、定例会を毎月1回招集することとするとともに、会議開催に関する通知及び告示を開会の日前5日までにを行うこととしたいので、ご提案するものです。現行の会議規則では、定例会は、毎月第3木曜日に開くこととされていますが、実際には、教育長と各委員のスケジュールから全員の都合のよい日時に開催日を設定しています。そして、各委員への開催通知と告示は7日前を基本としておりますが、この3月定例会については5日前にさせていただきました。現行の会議規則では、通知のタイミングは「あらかじめ」として具体的な日数は定めておりません。そこで、定例会の開催時期は具体的に定めず、「毎月1回」と定めることとし、開催通知と告示のタイミングは「開会の日前5日までに」と定めることとするものです。「開会の日前5日までに」とするのは、連続する月の間で教育委員会を末日に近い日に開催し、次の月が中旬の開催となるような場合でも、議案の作成等の定例会開会の準備に支障が生じないようにするためです。第15条と、第16条の改正は、規定を整備するものです。以上です。

(池野和己 教育長) 議案第15号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) 無いようですので、採決に移ります。「議案第15号 上尾市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」原案どおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案どおり可決いたしました。

(池野和己 教育長) 続きまして、「議案第16号 上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(小林克哉 教育総務部長) 議案第16号につきましては、森泉教育総務課長が説明申し上げます。

○議案第16号 上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(森泉洋二 教育総務課長) 議案書の2ページをお願いします。あわせて、議案資料4ページをお開きください。「議案第16号 上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。提案理由ですが、この議案は、民法の一部改正に伴い、連帯保証人に生じた事由の効力が借受人にも生じるようにしたいので、ご提案するものです。現行の民法では、連帯保証人に対する履行の請求は、主債務者、すなわち、借受人に対しても効力が生じることとなります。つまり、連帯保証人に対して履行の請求をすると、連帯保証人に対して時効が中断するだけでなく、主債務者(借受人)に対しても時効が中断することとなります。ところが令和2年4月1日に改正民法が施行されると、原則として連帯保証人について生じた事由は、主債務者(借受人)に対して効力が生じないこととなります。例外として、債権者と連帯保証人が別段の意思を表示したときは、主債務者(借受人)に対する効力は、その意思に従うこととなります。そこで、この例外が適用されるようにするために、第3号様式には債権者上尾市の「連帯保証人が債務を承認した場合及び連帯保証人に対する請求は、借受人に対して効力が生じるものとする」という意思表示を、第4号様式及び第4号様式の2には連帯保証人の同様の意思表示を加えるものです。これにより、連帯保証人が債務を承認した場合及び連帯保証人に対する請求が借受人に対しても時効の完成猶予又は時効の更新の効力が生じることとなります。説明は、以上です。

(池野和己 教育長) 議案第16号について説明をいただきました。質疑、意見等ございましたらお願いいたします。

~委員全員から「なし」の声~

(池野和己 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第16号 上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」原案どおり可決することにご異議はございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案どおり可決いたしました。

(池野和己 教育長) 続きまして、「議案第17号 公民館の非常勤館長に関する規則及び上尾市スクールソーシャルワーカー設置規則を廃止する規則の制定について」でございますが、本議案と、「議案第18号 上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の任用に関する規則等を廃止する規則の制定について」、「議案第19号 上尾市立小・中学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について」、「議案第20号 上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する等の訓令の制定について」、「議案第21号 上尾市教育委員会の権限に

属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」の5件は、関連がありますので、一括審議とさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) それでは、一括審議とさせていただきます。それでは、議案第17号から議案第21号までの5件の説明をお願いいたします。

(小林克哉 教育総務部長) 議案第17号から議案第21号までは、森泉教育総務課長が説明申し上げます。

○議案第17号 公民館の非常勤館長に関する規則及び上尾市スクールソーシャルワーカー設置規則を廃止する規則の制定について

○議案第18号 上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の任用に関する規則等を廃止する規則の制定について

○議案第19号 上尾市立小・中学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について

○議案第20号 上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する等の訓令の制定について

○議案第21号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

(森泉洋二 教育総務課長) 議案書の7ページをお願いします。「議案第17号 公民館の非常勤館長に関する規則及び上尾市スクールソーシャルワーカー設置規則を廃止する規則の制定について」、「議案第18号 上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の任用に関する規則等を廃止する規則の制定について」、「議案第19号 上尾市立小・中学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について」、「議案第20号 上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する等の訓令の制定について」、「議案第21号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」これらの5件は、いずれも地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度に移行するためにご提案するもので、一括で説明させていただきます。はじめに、会計年度任用職員制度の概要について申し上げます。別冊の議案資料7ページをご覧ください。この資料は、総務部職員課で作成したものです。該当する職の例示を教育委員会関係のものに変更したものとっております。まず、背景についてです。厳しい財政状況が続く中、多様化する行政事業に対応するため、臨時・非常勤職員が増加しておりますが、任用制度に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないことから、地方公務員制度における臨時職員の制度が法制化、創設されました。ポイントが大きく2点ございます。1点目は、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化ということで、通常の事務職員等であっても、特別職として任用され、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されない者が存在していることから、特別職の範囲を「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化しております。その結果、審議会その他の附属機関の委員、産業医のほか、教育委員会関係では、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、社会教育委員、スポーツ推進委員は引き続き非常勤特別職のままの任用となりますが、スクールソーシャルワーカーについては、一般職化、会計年度任用職員に変更となります。臨時的任用については本件の議案と関係がありませんので、割愛させていただきます。ポイントの2点目は、一般職の任用等に関する制度の明確化ということで、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規

定を設け、その採用方法や任期等を明確化しております。採用は、競争試験又は選考によることとされ、任期については、最長、一会計年度とされております。次のページをお願いします。このように、地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度に移行するという事で、会計年度任用職員を充てる職を8ページのように整理しております。業務補助員というのは、現行のパート職員の職を指します。さらに、次のページは、参考にご覧いただきたいと思っております。それでは、議案書に戻らせていただきます。7ページの「議案第17号 公民館の非常勤館長に関する規則及び上尾市スクールソーシャルワーカー設置規則を廃止する規則の制定について」は、「上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正により、公民館の非常勤館長及びスクールソーシャルワーカーが特別職の職員としては廃止されたことに伴い、これらの職の設置に関する規則を廃止したいので、ご提案するものです。続きまして議案書の8ページ「議案第18号 上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の任用に関する規則等を廃止する規則の制定について」は、上尾市一般職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の廃止に伴い、関連する上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の任用に関する規則、上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則、上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員をもって充てる職の設置に関する規則、これらを廃止したいので、ご提案するものです。続きまして9ページ「議案第19号 上尾市立小・中学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について」は、地方公務員法の一部改正に伴い、教育委員会事務局及び市立小・中学校その他の教育機関に、一会計年度を超えない範囲内で置く非常勤の職及び職務について定めたいので、上尾市立小・中学校管理規則、上尾市教育委員会事務局組織規則、上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則、これらの一部改正をご提案するものです。13ページになります。「議案第20号 上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する等の訓令の制定について」は、地方公務員法の会計年度任用職員に関する規定が施行されることに伴い、「上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程」について、一般職非常勤職員の勤務条件に関し定めた規定を廃止したいので、また「上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務日数、勤務時間等に関する規程」は一般職非常勤職員の勤務条件に関し定めたものであるため、これらを廃止したいので、ご提案するものです。14ページの「議案第21号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」は、会計年度任用職員の任免に関する決裁区分を定めたいので、ご提案するものです。議案第17号から議案第21号までの提案説明は、以上となりますが、このほか、教育長決裁の要綱15件をあわせて廃止させていただいております。説明は以上です。

(池野和己 教育長) 議案第17号から議案第21号までを説明していただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第17号 公民館の非常勤館長に関する規則及び上尾市スクールソーシャルワーカー設置規則を廃止する規則の制定について」、「議案第18号 上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の任用に関する規則等を廃止する規則の制定について」、「議案第19号 上尾市立小・中学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について」、「議案第20号 上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する等の訓令の制定について」及び「議案第21号 上尾市教育委員会の

権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」原案どおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案どおり可決いたしました。

(池野和己 教育長) 続きまして、「議案第22号 上尾市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」説明をお願いします。

(伊藤潔 学校教育部長) 議案第22号につきましては、瀧沢副参事兼学務課長が説明申し上げます。

○議案第22号 上尾市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

(瀧沢葉子 学務課長) 「議案第22号 上尾市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」説明いたします。議案書の15ページをお開きください。まず、16ページの提案理由でございますが、令和2年1月17日に出された文部科学省告示「公立学校の教職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づき、規則を定めたいので、この案を提出するものでございます。基となっている「指針」は、令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が成立したことにより、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法的根拠のある「指針」に格上げされたもので、提案いたしました規則においても、第3条のとおり業務量の適切な管理として上限時間を定めたものでございます。令和2年4月1日からの施行としております。以上、説明とさせていただきます。

(池野和己 教育長) 議案第22号について説明をいただきました。質疑、意見等ございましたらお願いいたします。

(大塚崇行 委員) この規則が、業務量の適切な管理等に関する規則ということになっておりますが、こちらの条文を読んでいきますと、業務時間に関する適切な管理なのではないかなと思います。第3条の3の最後のところに、必要な事項については別に定めるということでうたっていることはあるんですが、これを見ると時間だけ決めて、中身は後でというように思えるんですが、お願いいたします。

(瀧沢葉子 学務課長) 時間の上限について定めておりますけれども、別に定めるとありますが、上尾市学校における働き方改革基本方針を、この後令和2年度中の早いうちに、提出するものであります。この中に、業務の具体的な事項についても、触れていくということになります。

(大塚崇行 委員) 時間だけ決めても、どういうふうにそれを削減するのか、皆さん沢山残業をされているということで、こういう形をとるといふことだと思っておりますが、やはりその中身的なところが重要なかなと思います。やはり教育現場人が足りないという部分も重々理解しているところでありますが、前の議案と絡んでしましますが、前の議案で会計年度任用職員制度というところで、その背景の中に、議案資料の7ページのところに、地方の厳しい財政状況続く中、ということで臨時職員が増加

している中で、任用を厳格化していくとなっていました。そういったところを見ますと、どちらかというと余り人を増やさない、その中でやっていく、そういったことを考えていくと思えるところで、こういったところで、時間だけ決めて実施するのは、受ける方としては、厳しい条件なのかなと思ったものですから、出させていただきます。

(池野和己 教育長) 他にありますか。よろしいでしょうか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第22号 上尾市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」原案どおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案どおり可決いたしました。

(池野和己 教育長) 続きまして、「議案第23号 上尾市立小・中学校管理規則及び上尾市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(伊藤潔 学校教育部長) 議案第23号につきましては、太田副参事兼指導課長が説明申し上げます。

○議案第23号 上尾市立小・中学校管理規則及び上尾市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

(太田光登 指導課長) 「議案第23号 上尾市立小・中学校管理規則及び上尾市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。議案書17ページをご覧ください。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。具体的には第47条の3が削除されたため、それぞれの項目がスライドすることになります。説明は以上です。

(池野和己 教育長) 議案第23号について説明をいただきました。質疑、意見等ございましたらお願いいたします。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第23号 上尾市立小・中学校管理規則及び上尾市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」原案どおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案どおり可決いたしました。

(池野和己 教育長) 続きまして、「議案第24号 上尾市いじめ問題対策連絡協議会運営規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(伊藤潔 学校教育部長) 議案第24号につきましては、太田副参事兼指導課長が説明申し上げます。

○議案第24号 上尾市いじめ問題対策連絡協議会運営規則の一部を改正する規則の制定について

(太田光登 指導課長) 議案書18ページと別冊資料21ページをご覧ください。「議案第24号 上尾市いじめ問題対策連絡協議会運営規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。上尾市いじめ問題対策連絡協議会の委員は、関係行政機関の職員及び関係団体を代表する者のうちから委嘱し、又は任命することとなっておりますが、規定で具体的な職を指定する部分は廃止したいので、及び定例会議の回数を毎年度2回としたいので、この案を提出するものでございます。説明は以上です。

(池野和己 教育長) 議案第24号について説明をいただきました。質疑、意見等ございましたらお願いいたします。

(細野宏道 教育長職務代理者) 毎月、報告事項でいじめの件数等々報告をしていただいておりますが、3回から2回に減るということとなりますが、その理由というのを教えていただければと思います。

(太田光登 指導課長) 回数が減ることにつきましては、参加人数が多いことと、連絡調整が難しいことから、回数を2回に減らさせていただきたいと思っております。以上です。

(細野宏道 教育長職務代理者) 会議をやる目的で、いじめに対する対策、細かいことは連絡協議会ですので、スピーディーさに欠けることに繋がらないか危惧をしています。これに関してはいかがでしょうか。何か事象があったときにそれに対して対応すると、これまで3回ということでしたので、12ヶ月を3で割ってということではないと思いますが、それを2回にすると、間の期間が延びるということになると思います。それに関してスピーディーさが損なわれるという危惧はありませんか。

(太田光登 指導課長) それぞれのいじめの事象につきましては、学校又は市で開催します、学校でしたら調査機関、市の方でしたらこちらの機関がございますが、それぞれの機関で丁寧、適切に対応してまいります。今年度は学校の調査機関で、重大事態を調査したこともございますが、こちらの方のところは、全体のものでありますので、個別の事については適切に今後も、丁寧に対応してまいります。

(細野宏道 教育長職務代理者) わかりました。

(池野和己 教育長) 他にありますか。よろしいでしょうか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第24号 上尾市いじめ問

題対策連絡協議会運営規則の一部を改正する規則の制定について」原案どおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案どおり可決いたしました。

(池野和己 教育長) 続きまして、「議案第25号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(伊藤潔 学校教育部長) 議案第25号につきましては、荒井学校保健課長が説明申し上げます。

○議案第25号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(荒井正美 学校保健課長) 「議案第25号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。議案書の19ページをお願いいたします。提案理由につきましては、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正に伴い、用語の整理をしたいので、この案を提出するものでございます。改正の内容につきましては、恐れ入りますが、議案資料の23ページをご覧くださいと存じます。上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則、第4条の中で公務災害認定通知書の様式を第2号様式として規定している部分がございます。今回の改正は、この様式中の消滅時効を表示をするとき、具体的には、26ページの下段、注意書きの項目2の記載部分でございますが、この文中の「2年間」という用語を、「これを行行使することができる時から2年間」、「行わない」を「行使しない」に改めるものでございます。なおこの規則は、令和2年4月1日から施行いたします。以上説明とさせていただきます。

(池野和己 教育長) 議案第25号について説明をいただきました。質疑、意見等ございましたらお願いいたします。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第25号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」原案どおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案どおり可決いたしました。

(池野和己 教育長) 続きまして、「議案第26号 上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について」説明をお願いいたします。

(小林克哉 教育総務部長) 議案第26号につきましては、小宮山生涯学習課長が説明申し上げます。

○議案第26号 上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について説明をお願いいたします。

(小宮山克巳 生涯学習課長) 議案書の20ページをお開きください。「議案第26号 上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について」でございます。提案理由ですが、文化財保護審議会委員の任期が令和2年3月31日で満了することに伴い、上尾市文化財保護条例第27条の規定に基づき、議案の一覧表にあります方々を委嘱したいのでこの案を提出するものです。この審議会は、上尾市の指定文化財の指定及び解除など文化財の保存及び活用に関し、諮問に応じて審議するために設けられているものでございます。委員の任期は2年。今回委嘱した委員の任期は令和4年3月31日まででございます。なお委員は、文化財に関し、専門的な知識を有する者のうちから委嘱しており、各々表にある専門分野をお持ちの方々でございます。以上説明とさせていただきます。

(池野和己 教育長) 議案第26号について説明をいただきました。質疑、意見等ございましたらお願いいたします。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第26号 上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について説明をお願いいたします。」原案どおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案どおり可決いたしました。

(池野和己 教育長) 続きまして、「議案第27号 上尾市学校運営協議会委員の任命について」説明をお願いします。

(伊藤潔 学校教育部長) 議案第27号につきましては、太田副参事兼指導課長が説明申し上げます。

○議案第27号 上尾市学校運営協議会委員の任命について

(太田光登 指導課長) 議案書21ページをご覧ください。「議案第27号 上尾市学校運営協議会委員の任命について」でございます。これは、各上尾市立小・中学校に設置されている学校運営協議会の委員を任命したいので、この案を提出するものでございます。委員の任期は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなっております。各校の委員の案は、22ページから32ページのとおりでございます。説明は以上でございます。

(池野和己 教育長) 議案第27号について説明をいただきました。質疑、意見等ございましたらお願いいたします。

(内田みどり 委員) こちらの任命された方の学校によって人数のばらつきがあるようですが、この基準のようなものはあるのでしょうか。

(太田光登 指導課長) 教員はこちらの方に載ってございませんが、4名以内。またこの1号委員から4号委員までは、8名以内というようなことでございます。人数が少ないところは、来年度それぞれの役職が変わる、例えば、区長さんが自治会長さんになるということで、あえて今年度人数を少なめとし、来年度追加で出すということが今年度もございましたので、そういったところを考えている学校は少なめに出しているところであります。

(内田みどり 委員) ありがとうございました。

(中野住衣 委員) 最後の32ページの資料のところ、選出区分のところ、5号委員というのがございまして、この一覧表を見ると、お一人だけ5号委員が入っています。5号委員が選出されるのはどういう場合なのか教えてください。

(太田光登 指導課長) こちらの方の選出区分の中で、1から4以外で、この人はうちの学校には必要だと校長の方から推薦があった場合、こちらの方でも検討して、認めていくような形で選出しております。

(中野住衣 委員) わかりました。

(池野和己 教育長) 他にありますか。よろしいでしょうか。

~委員全員から「なし」の声~

(池野和己 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第27号 上尾市学校運営協議会委員の任命について」原案どおり可決することにご異議はございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案どおり可決いたしました。

(池野和己 教育長) 続きまして、「議案第28号 令和2年度上尾市英語力4技能測定に係る検査方法について」説明をお願いします。

(伊藤潔 学校教育部長) 議案第28号につきましては、太田副参事兼指導課長が説明申し上げます。

○議案第28号 令和2年度上尾市英語力4技能測定に係る検査方法について

(太田光登 指導課長) 議案書33ページをご覧ください。「議案第28号 令和2年度上尾市英語力4技能測定に係る検査方法について」でございます。提案理由ですが、令和2年度上尾市英語力4技能測定に係る検査方法について選定したいので、この案を提出するものでございます。国の第3期教育振興基本計画で英語力を測定する指標として、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上を達成した割合を5割以上にすることが示されております。その中で、子供たちの英語力向上と授業改善を図るために「聞く」「話す」「読む」「書く」の4つの技能を測定したいと考えております。

様々な検査方法がある中で、事務局といたしましては「GTEC」を考えております。「GTEC」を選んだ理由といたしましては、次の34ページをご覧ください。選定の条件として3つ挙げさせていただきました。1つ目は、4つの技能を義務教育の英語力に基づいた内容で測定できることとございます。2つ目は、学校単位で、約2,000人の生徒がほぼ同一日程、同一条件で実施することができるということとございます。3つ目は、結果を基に、指導改善に寄与できるかという点とございます。資料にはそれぞれの検査で、「できること」、「できないこと」、「一部できること」がそれぞれ○、×、▲で明記されております。選定の条件を基に比較しますと、使われている単語がビジネス単語であったり、留学目的であったり、生徒全員が受けられなかったりして、GTEC以外は、ふさわしくないと判断いたしました。「GTEC」実施後は分析報告会があります。これは、各中学校の教員を対象に、生徒の検査の結果をもとに行う研修会です。先生方は自校の結果を振り返るとともに、良い指導技術を共有し、それを指導方法の改善に生かすことができます。説明は、以上でございます。

(池野和己 教育長) 議案第28号について説明をいただきました。質疑、意見等ございましたらお願いいたします。

(細野宏道 教育長職務代理者) 説明をありがとうございました。手前の話になりますが、私共の生徒の時は英検しかございませんでした。今、リスニングから始まってライティングまで、生きた英語を学ぶということで、こういうことを導入するということは大変有意義なことだと思っておりますので、是非導入をしていただければと思います。質問ですが、3つの理由がありますが、3つ目の指導改善に寄与できるというところを、もう一度ちょっと深く説明をしていただくのと、他市の状況ですね、それをもし分かれば全県下ではこのぐらいですよというものがもし分かれば、ご提示をいただければと思います。以上2点になります。

(太田光登 指導課長) 1点目、指導改善に寄与できるかという点とございます。この結果が出来ましたら、業者がこの市内の英語担当の集まる研修会で、今回検査を受けて、市全体ではどうだったか、各学校ではどのような状況だったかということ振り返りの研修会を行うことができます。またその研修結果からこういう様な指導が、今後必要である。課題となっているものに対して、フォローする、そういう指導方法なども研修で受けられますし、また各生徒レベルで、これを受ける前にワークシート等がございまして、それで自主的に学ぶことができるとともに、終わった後に足りなかったところについては、このページをやることによって、その力が付けられると、そういう様なフォローアップが、しっかり出来ているということが、指導改善に寄与できるというようなところがあります。2点目の他市の状況ですが、昨年度は、県内2市が実施してございまして、今年度3市、来年度は新聞等の報道でも、和光市が、小中で行うなどの報道がありましたが、来年度は今のところ4市を確認してございます。以上でございます。

(細野宏道 教育長職務代理者) その4市はどの検定を選ぶという情報はありますか。

(太田光登 指導課長) 全てGTECでございます。

(細野宏道 教育長職務代理者) わかりました。それでは最後に一つ。3点目の指導改善に寄与できるということを質問させていただいたのは、子供達にとっても初めてでありますし、それを指導してい

ただ先生方にとっても初めてだと思いますので、どうしてもPDCAが必要になってくると思います。ですからこれを導入したことによって、どういう効果があったか、またどういふことを期待をしていたにもかかわらず達成できなかったのかということを検証しながら、納入をしていただく業者様が、そういうプログラムを持っているということであれば、よりこれが有効に機能していくと思いますので、是非これを選んでいただいたということなので、有効に使っていただければと思います。以上です。

(池野和己 教育長) 他にありますか。よろしいでしょうか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第28号 令和2年度上尾市英語力4技能測定に係る検査方法について」原案どおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案どおり可決いたしました。

日程第5 報告事項

(池野和己 教育長) それではここで「日程第5 報告事項」に移ります。本日、報告事項3件が追加提出され、9件の報告がございます。よろしくお願ひいたします。

(小林克哉 教育総務部長) では、上尾市教育委員会3月定例会報告事項のご用意をお願いいたします。1ページをお願いいたします。「報告事項1 平成31年度第1回定期監査結果について」は、西嶋教育総務部次長が、「報告事項2 上尾市図書館の駐車場の管理に瑕疵があったため起きた車両損傷事故の損害賠償の額の決定及び和解について」は、嶋田図書館長が説明申し上げます。

○報告事項1 平成31年度第1回定期監査結果について

(西嶋秋人 教育総務部次長) それでは報告事項1ページ目をお願いいたします。「報告事項1 平成31年度第1回定期監査結果について」ご報告いたします。地方自治法第199条第4項の規定に基づき、監査委員による定期監査が実施され、規定に基づき報告書の提出がありましたので、ご報告いたします。1 監査実施日 令和元年11月25日、27日。2 監査対象です。教育委員会各所属と小学校6校、中学校3校となっております。3 監査の範囲につきましては、平成31年4月1日から令和元年9月30日までの財務に関する事務でございます。この結果でございますが、財務に関する事務の収入・支出の事務、各所属、小中学校等の財産管理について、「おおむね適正」という監査結果でありました。また各所属の契約12件につきましては、契約規則及び契約事務執行要綱並びに随意契約ガイドラインに基づく適正な事務処理を行うべきとの指摘を受けております。指摘を受けました所属におきましては、次年度5月までに、その後の対処について、監査員事務局に報告することとなっております。以上報告とさせていただきます。

○報告事項2 上尾市図書館の駐車場の管理に瑕疵があったため起きた車両損傷事故の損害賠償の額の決定及び和解について

(島田栄一 図書館長) 報告事項の2ページをご覧ください。「報告事項2 上尾市図書館の駐車場の管理に瑕疵があったため起きた車両損傷事故の損害賠償の額の決定及び和解について」ご報告いたします。上尾市図書館の駐車場の管理に瑕疵があったため起きた車両損傷事故の損害賠償について損害賠償額を定め、相手方と和解したので、報告します。要旨でございますが、令和元年11月16日、上尾市図書館北側駐車場において、相手方が自家用車を駐車したところ、経年劣化による舗装のくぼみにより車止めブロックが当該車両の底面と接触し、車両底面を損傷させたというものです。和解の内容でございますが、車両の損傷は、市が駐車場の管理に関し瑕疵があったことを認め、損害賠償額65,230円を相手側に支払うことで合意したものです。この合意を受け、地方自治法第180条第1項の規定により令和2年2月10日付で、損害賠償の額の決定及び和解に係る市長の専決処分を行い、同日付で示談が成立し、令和2年上尾市議会3月定例会へ報告したところでございます。なお、当該損害賠償金は、市が加入する保険から、支払ったものでございます。その後の対応でございますが、図書館北側駐車場における窪みの発生している駐車スペース部分の舗装打替え工事や車止めブロック交換等を実施しております。今後も、館内職員等において、施設の安全管理、安全点検の徹底を図ってまいります。説明は以上でございます。

(伊藤潔 学校教育部長) 「報告事項3 令和2年度埼玉県公立高等学校受検結果について」、「報告事項4 令和元年度上尾市立小・中学校卒業(予定)者の進路状況について」、「報告事項5 令和2年2月 いじめに関する状況について」は太田副参事兼指導課長が、「報告事項6 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」は荒井学校保健課長が説明申し上げます。

○報告事項3 令和2年度埼玉県公立高等学校受検結果について

(太田光登 指導課長) 3ページで「報告事項3 令和2年度埼玉県公立高等学校受検結果について」でございます。4ページをご覧ください。中学3年在籍生徒数1,929人のうち、74.4%にあたる1,436人が、県公立高等学校を受検いたしました。受検結果でございますが、合格率は88.1%にあたる1,244名が合格いたしました。昨年度と比較しますと、県公立高等学校の受検者数の割合は0.2ポイントの減少、合格率は、0.3ポイント増加しておりますが、ほぼ例年と同様の状況となっております。

○報告事項4 令和元年度上尾市立小・中学校卒業(予定)者の進路状況について

(太田光登 指導課長) 続きまして「報告事項4 令和元年度上尾市立小・中学校卒業(予定)者の進路状況について」でございます。はじめに、6、7ページ「小学校卒業生」の「進学状況」でございます。小学校卒業児童数2,033名のうち、94.15%が上尾市の公立中学校に進学しております。私立中学校への進学者は3.89%で、昨年度比0.8ポイントの減少となっております。次に、8、9ページをご覧ください。「中学校卒業生の進路状況」でございます。今年度の卒業生徒数は、1929名となっております。公立・私立の高等学校・特別支援学校、その他「高等専門学校、専修学校」への進学生徒数は、合計1910名で、全卒業生の99%にあたり、昨年度とほぼ同じ割合となっております。進学状況の「その他」は、「進学や就職」を希望していますが、3月13日現在、未定、あるいは、家事手伝いなどの生徒でございます。

○報告事項5 令和2年2月 いじめに関する状況について

(太田光登 指導課長) 続きまして11ページをご覧ください。「報告事項5 令和2年1月 いじめに関する状況について」でございます。はじめに小学校です。新規認知29件、解消に向けて取組中

204件、解消15件です。次に12ページ、中学校の状況をご覧ください。新規認知1件、解消に向けて取組中74件、解消7件でございます。各学校へは、年度をまたぐ事案につきましては、十分な引継ぎを行うよう指示しております。報告は、以上でございます。

○報告事項6 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について

(荒井正美 学校保健課長) 「報告事項6 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」報告をさせていただきます。13ページをお願いいたします。学校医、学校歯科医、学校薬剤師の任期が令和2年3月31日で、満了することに伴い、学校保健安全法の規定に基づき委嘱をするものでございます。委嘱をさせていただく、医師、歯科医師、薬剤師の名簿につきましては、14ページに学校医等一覧表を掲載いたしましたのでご参照いただきたいと思います。変更があった学校につきましては、網掛けでお示しをしたところでございますが、印刷が不鮮明であったため、別添の差し替え用の一覧表の用意をさせていただきました。大変申し訳ございませんが、差し替えをお願いいたします。学校医等の委嘱にあたりましては、上尾市医師会、北足立歯科医師会、上尾伊奈地域薬剤師会の推薦に基づき、委嘱をさせていただいております。また、任期につきましては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間となります。報告は以上でございます。

(小林克哉 教育総務部長) 報告事項その2のご用意をお願いいたします。1ページをお願いいたします。「報告事項7 新図書館複合施設建設工事の契約解除に伴う損害賠償協議の状況について」は、嶋田図書館長が説明申し上げます。

○報告事項7 新図書館複合施設建設工事の契約解除に伴う損害賠償協議の状況について

(島田栄一 図書館長) 「報告事項7 新図書館複合施設建設工事の契約解除に伴う損害賠償協議の状況について」でございます。報告事項その2、1ページをご覧ください。新図書館複合施設建設工事の契約解除に伴う損害賠償について、協議が整った案件について、ご報告いたします。なお、今回報告する内容については、令和2年上尾市議会3月定例会に議案を上程し、昨日の3月23日に議決をいただいたものです。相手方は、藤電設株式会社で、平成29年8月4日に締結した(仮)新図書館複合施設建設工事(弱電設備工事)に係る工事請負契約を解除したことに関し、その損害賠償金として、相手方に対し163万9,812円を支払うものでございます。その額の内訳ですが、(2)と(3)は実費に係る経費で、(1)は契約の締結日から工事の一時中止日までの法人経費、これは、社員の人件費等を含む会社の継続運営に必要な費用になります。残るほかの2業者とは引き続き協議中でございます。説明は以上でございます。

(伊藤潔 学校教育部長) 「報告事項8 財産の取得について」は太田副参事兼指導課長が、「報告事項9 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る臨時休業の状況について」は荒井学校保健課長が説明申し上げます。

○報告事項8 財産の取得について

(太田光登 指導課長) 報告事項その2の2ページをご覧ください。「報告事項8 財産の取得について」でございます。令和2年度上尾市立小学校で使用する教師用指導書及びデジタル教科書の購入につきまして別紙のとおり報告します。3ページ、4ページ、5ページをご覧ください。「財産の取得に係る2000万円以上の契約にあたることから議会の議決が必要な案件」でございました。教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると思われれますため、教育長が臨時代理に

より、意見を申し出るものとし、対応させていただきました。3月議会において、議決を受けて、契約の締結がされましたことを報告いたします。以上でございます。

○報告事項9 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る臨時休業の状況について

(荒井正美 学校保健課長)「報告事項9 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る臨時休業の状況について」でございます。6ページをお願いいたします。上尾市教育委員会では、既にご案内のとおり、小中学校33校、及び平方幼稚園について、3月の5日から学年末休業の開始までの間、臨時休業の措置を講じたところですが、現状と今後の対応について、ご報告をさせていただきます。まず臨時休業の措置に伴い、各学校では、各家庭に対し、児童生徒の生活面における指導事項をお伝えしております。内容につきましては、不要不急の外出をしないこと、毎朝の検温、体調の把握をしていただく事、家庭学習につきましては、学校から示される学習資料などを活用しながら、進めていただくことなどでございます。次に臨時休業中における児童生徒の受け入れ状況でございます。各学校から、各家庭に対しまして、小学校低学年や特別支援学級の児童生徒を 自宅で一人で過ごすことが出来ない場合は、学校で受け入れること、また中高学年であっても、家庭の事情などを配慮し、個別に相談に応じることをお伝えをしております。実際の受け入れ状況でございますが、平方幼稚園は預かり園児なしでございます。小学校は22校全体で1日約90人前後、傾向としましては、3月の第1週から込みますと、1週、2週と週が進むごとに、人数が減っており、最初は約100人程度で、第3週の時点では、全体で約70人ございました。また、学校個別に見ますと多い学校では、25名ぐらい、少ない学校は0名となっております。学年別では低学年が、全体の約6割から7割、中高学年が、全体の約3割から4割を占めている状況でございます。中学校は日によって1名いるかいないかの状況でございます。次に今後の留意事項でございます。順不同で報告書に記載のない項目もあり申し訳ございませんが、まず卒業証書授与式につきましては、既に先週13日に、中学校の式を無事挙行できたということですが、実施に当たりましては、卒業生及び保護者2名、教職員だけに参加者を制限し、時間も1時間の短縮に努め対応したところでございます。なお本日は小学校の卒業証書授与式が、挙行されておりますが、中学校と同様の感染防止対策を講じているところでございます。それから校庭開放につきましては、当初の国や県の指導では、外出の自粛という方針がございましたが、子供達の健康保持の観点から、学校の校庭ですとか、公共スポーツ施設を開放する方向に方針が変わったところございまして、今現在小学校では、1日、又は主に午後時間を開放し、中学校では全校、午後1時から午後3時までの2時間に限って開放している状況でございます。それから今後の予定に係る理由のところですが、まず学習指導の中で、授業の未指導部分の対応ということが、一番大きな問題になるものと考えております。この部分につきましては、各教科の未指導分を確実に把握するとともに、新年度にしっかりと、次の学級管理に引継ぎ、補充のため授業期間を4月8日から21日までと予定をし、対応していく予定でございます。また、部活動につきましては、学年末休業が始まります3月27日から実施可能と致しますが、実施の方法や対応については、学校ごとに様々な配慮を行う中で、進めることとしております。それと修了式につきましては、実施をせず、通知表は時間をずらした分散登校や家庭訪問などの対応の中で、お渡しする予定で、既に早い学校では先週末より、通知表を渡している学校がございます。最後に新年度以降の対応でございます。こちらにつきましては、直近の報道等の情報によりますと本日24日に文部科学省から全国一斉の休校措置の要請に関し、4月から解除していくという方針と学校再開に関する留意事項、ガイドラインが公表されるようであります。教育委員会と致しましては、国県からの指導等に基づき対応してまいりたいと考えますが、新年度以降の対応の中で、現時点でお示しが出来るのが入学式の対応でございまして、こちらは参加者を新入学児童生徒、そして保護者が2名以内、教職員代表、それと教育委員会のこの区

分に限り、短時間で実施する方針でございます。また学校が再開された場合は、感染者の発生に備えての準備ということが重要となりますので、各学校と現状、学校域を教育委員会、十分連携しながら、進められるよう体制を整えてまいりたいと考えております。報告は以上でございます。

(伊藤潔 学校教育部長) 報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。それではただ今いただいた報告について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(細野宏道 教育長職務代理者) 報告ありがとうございます。まず報告事項の4に関して、質問させていただきます。中学校卒業生の進路状況が3月13日現在の状況をお示しいただいています。本日は24日で約10日程経過しておりますが、未定の方は、ほとんど決定をされているのでしょうか。それをお聞かせ願えればと思います。

(太田光登 指導課長) 何名か決まった者もおりますが、まだ未定の者も多くおります。

(細野宏道 教育長職務代理者) はい。わかりました。

(内田みどり 委員) 同じく中学校の卒業生の進路状況についてお伺いさせていただきます。不登校の生徒についての進路状況を1点お伺いさせていただきたいのと、通信制を選ばれている、通信制の学校、割合と勉強がちょっと難しいということを知いたりしますが、選ばれている背景みたいなものがあれば教えていただきたいと思います。

(太田光登 指導課長) 不登校の生徒の状況につきましては、今後調査をしていくということで、現時点では、把握していないところでございます。また通信制の高校等につきましては、毎年数人選択する子がおりますので、今年度何人かいるかと思っております。そういう様な状況です。

(内田みどり 委員) どういう理由で選ばれているかということは、把握されていないのでしょうか。

(太田光登 指導課長) 理由につきましては、把握しておりません。

(内田みどり 委員) わかりました。

(中野住衣 委員) 今内田委員が発言した内容と同じですが、この中学校卒業予定者の進路状況という一覧表を見て、私が目を引いたのは、公立高校の定時制の数値、それから私立の高校の通信制の数値なんですね。私はこれが非常に多いなと思えました。進路状況がこれまでと変わってきているんだなということを感じました。就学形態が、段々と多様化してきていることを理解してきているところですが、不登校に限らず、通信制、66名いますよね。県内の公立高校の定時制の子も35名いますので、非常に多いと思います。この辺のことで今の段階で分かっていることが何かあれば、その背景はいかがなものでしょうか。

(太田光登 指導課長) 定時制高校を選んでいる生徒が多いというご指摘がありました。あるいは学力

面での課題、また、そういう不登校等、人間関係や様々な不安等、そういったところを考えると定時制を選択しているというようなことがあげられると思います。

(伊藤潔 学校教育部長) 通信制の私立の方が66名ということで、大変多いのですけれども、不登校の子で最近、進路先でフリースクールを選択する子も多くなってきていて、フリースクールの場合には、こういう通信制の学校と提携をして、最終的には高校卒業まで、資格を取らせて卒業させるということがほとんどですので、そういうところで人数が増加してきているのかというふうに思われます。

(中野住衣 委員) 今不登校の進路ということで、フリースクールを選択するケースが増えてきているのではないかと話を伺いましたが、今通信制の学校に行って、例えばスポーツですとか、自分が目指す勉強とかに励むために、あえてこういう体制のある学校を選ぶという子供達も多いというのを、テレビなどで良く報道されているので、そういうことも含めて、今の時代は、この通信、定時、そういうところに進路を選ぶ子が多いのかなと思いました。もしこの後、いろいろな状況が分かりましたら教えていただきたいなと思います。よろしくお願いします。もう1点あるのですが、先程、指導課長の方から、その他についての説明があったのですが、ここに未定者というのがありまして、前の調査では、この未定の分類として、進路が未定という子と、それから進学先が未定という子が分かれて、数字が出されていました。この時期に、この未定という生徒さんは、進路自体が未定なのか、それとも進学先の方が決まらないのか、それはどちらか分かりますか。

(太田光登 指導課長) 未定の内訳でございますが、進学先が未定というのは、やはりこの後、二次募集等で、この後の対応があるということもございます。それで未定という場合があります。18名の内訳でございますが、進学希望者がこのうち11名、就職希望者が1名、それから家事手伝い1名、単純に進路未定、この後どうなるか、本人、保護者から、つかみ切れていないところが5名ございます。そういったところから、進学は希望しているけれども、まだ決まっていない状況というのが一番多い状況でございます。

(中野住衣 委員) ありがとうございます。以上です。

(大塚崇行 委員) 新型コロナウイルスに関して、学校が3月2日から休校になってしまっているので、大変生徒達も不安に感じていますし、保護者の方達も不安に感じていると思います。逐一何かしらの情報を学校側へ出して、生徒側へ伝えるとなっていると思いますが、その方法というのはどういった形で皆さんにお知らせするようになっているのでしょうか。電話でするのか、書類を回しているのか。

(太田光登 指導課長) 家庭への連絡方法ですが、学校メール配信が一番有効な手立てで、そちらの方を有効に使って、学校によっては何度も連絡がメール配信で、休校が始まった段階ではかなり多く出たということでもあります。また、今校長決裁でホームページが、すぐに上げられるようになりますので、ホームページも活用するように指示しております。

(内田みどり 委員) 新型コロナウイルスの件で、学校が休業になりましたが、その分の学力的な補いみたいなものは、何か指導のようなものはあるのでしょうか。

(太田光登 指導課長) まず臨時休業前の臨時校長会議において、今後家庭学習にシフトしていく段階

で、未履修分については、指導することが今年度出来なくなるので、試写等、ノートに教科書の内容を書くなど、そういったことで、全く触れないということではなく、今後も触れるように家庭学習の課題を出すように指示しております。それから各学校に、未指導分、今年度やる予定だったけど、出来なかった部分は、何年生のどの教科のどこの部分なのかということ进行调查しております。26日にあがってきますが、そちらについては、こちらの方に報告を求めるとともに、次の学年に、しっかり引き継ぐように指示しております。なお小学校6年生につきましては、それぞれの中学の進学先に、送るよにということ、それにつきましては次の学年で、4月8日から4月21日の間に、未指導分については、指導するというように指示しております。以上でございます。

(内田みどり 委員) はい。ありがとうございました。

(小池智司 委員) コロナウイルスの関係で、中学校の卒業生の方たちは、事前に受けていると思いますが、1年生、2年生というのは、学校休校があった後、例年ですと、学期末テストというのが行われると思いますが、中学校の場合、学期末テストの結果によって成績が大分変わるとは思います。そこら辺が今年度は多分受けられていないと思いますが、各学校、一定のテストの提出が反映されないで成績を付けるとは思います。基準というのは設けているのでしょうか。

(太田光登 指導課長) ご指摘の様にテストが初日で終わってしまった学校もございます。やはり期末テストの全ての日程が受けられなかった学校もございました。それにつきましては、日常の普段の生徒の様子、発言だとか、提出物、授業に参加している状況等について、日常の評価をもとに、成績を付けるということで統一して、各学校対応しております。

(細野宏道 教育長職務代理者) 説明ありがとうございました。やはり今のコロナウイルス対策で質問をさせていただきます。今回3月1日から、急遽臨時休校ということが、その前の週の金曜日からですので、日本全国、もちろん上尾市も含めてですが、学校現場では大変、下世話な言い方で言うと、バタバタしているなということだと思います。上尾は33校あって、各学校の管理者のトップに対応は任せられていると思いますが、小学校から中学校に進学をするにあたって、同じ中学校区の中で、小学校の未習の部分が異なっていると、先程4月8日から21日に、その分を指導していただけるということですが、そういう情報が、あがってきたとしても、4月8日から21日では遅いのかなと、即ち何を言いたいのかということ、こういう時は、もう少し教育委員会の方で、各学校に、指導とか、こういうふうにして頂きたいということを出すことが出来なかったのかなと。もう少し踏み込んで言いますと、学校で宿題の量とか、宿題を出してそれをチェックする方法。6年生は、何曜日に学校に来てくださいと、5年生は何曜日に学校に来てくださいと、そういうことをチェックしている学校と、していない学校が結構分かれていたと伺っています。学校の対応が、学校によって結構違っていたのではないのでしょうか。そうすると先程の、初めの話に戻りますが、同じ中学校区等々に、小学生がいった時に、学校毎の履修の状況が違うということになると、その後の学習に影響を及ぼすことになるのではないかと思いますので、今回は先程冒頭に申し上げました初めてのケースということになるので、今後こういうことが起こらないとも限りませんので、こういう緊急時には、もう少し教育委員会の方でイニシアチブをとるということを考えられても良いのかなと、少し思いましたので、その辺に関して意見等々を、今後お聞かせ願えればと思います。以上です。

(中野住衣 委員) 先程学校保健課長の方から、コロナウイルス拡大感染防止のための臨時休業日を設

定したということ、その間の健康的な過ごし方等を各学校から配布しているお話がありました。具体的にどのような内容が盛り込まれていたのかももう少し教えてください。私の自宅の周りの子供達は家の前で縄跳びをやったり、走ったり、よく運動していました。ですから、自宅の周りなら運動可とし、積極的にやりなさいですとか、家庭学習についてはこういうものをやりなさいとか各学校から作成して出されたものがあると思います。内容的なものに関してですが、健康な過ごし方について、こういう部分については触れてくださいというものはありましたか。

(荒井正美 学校保健課長) 各学校の方から、各家庭の方へは通知をしておりますが、教育委員会の方で、基本的な内容については、お示しをしているところがございます、その内容は先ほど申し上げた、主に3点、不要不急な外出はしないこと、体調管理に努めることとか、家庭学習についてはしっかり学校の指示のもとやるということです。

(中野住衣 委員) そういう内容で示されたということですね。続けて質問よろしいですか。健康観察表というのは、配布してあるのですか。

(荒井正美 学校保健課長) 学校によってはきちんと、記録簿を作成をして、それを家庭で付けるということで指導している学校が多いと思います。

(中野住衣 委員) どこがそういうものを作成しているということは、把握していないということでしょうか。

(荒井正美 学校保健課長) どこの学校が何校やっているか把握しておりません。

(中野住衣 委員) 学校の方で把握して回収したものを学校保健課に、何か連絡として必要事項があがってきて把握するなど、そういうところは無いわけですね。

(荒井正美 学校保健課長) あくまで家庭で記録簿を付けて、管理をして何か発熱が続いているとか、あるいは倦怠感だとか変わった症状があれば、学校を通じて、学校保健課の方に連絡をいただけるようには周知をしているところでございます。

(中野住衣 委員) ありがとうございます。なかなか学校現場のことがよくわからないので質問しました。学校から各家庭に色々な内容について通知をされたと思います。その内容について質問するのですが、先程細野職務代理の方からお話が出ましたけれども、今度は家庭学習の件です。家庭学習については、私も学校がどういう状況になっているのか、各学校のホームページを毎日見るようにしていました。家庭学習について早くに内容が出ているところもあり、3月の時点で未習の内容を含めて学習するよう示しているところもありました。その辺も学校によってどういう内容を家庭学習の手引きとして提示されたのかわからないのですが、例えば未習の内容について、家庭学習で練習して、さらに新学期に指導・補充する形で行う場合と、まったく未習の内容について練習せずに1年間の内容と未習内容を行う場合とそれぞれあると思いますが、4月に入って具体的にどの時間を使ってどのように指導するのか、非常に難しい問題だと思います。新学期は、色々な行事が立て続けにあり、忙しい中、その授業の時間の中では、実際には新年度の内容もあるので可能なのかなという疑問もありますし、どこでどのような形で指導するのがよいのか大きな問題です。特に、3学期の内容というのは、

全ての内容が終わって補充問題がたくさん教科書にあると思います。子供達の学力は、ここで1年間にやってきたことを何回も繰り返し繰り返し補充することについていくものと思います。そして、新年度に進級していくわけですが、やはりその辺のところを上尾市の子供達の学力を考えた時に大切にしたいことだと思っています。なかなか家庭での学習は、子供達にとっても、家庭の指導も難しいところもあるので、本市の子供達全体の学力を考えた時に、年度末に出来なかったことを、新年度スタートの時に学力定着に向けて学校が対応していくことを、先程細野職務代理が発言されましたように、少し教育委員会がイニシアチブをとっていただかないと難しいのかなと思いました。よろしくお願いいたします。

(太田光登 指導課長) 先ほど申し上げました休業に入る前の臨時校長会議において、指導課の方で、家庭学習について指示をした内容について申し上げます。まず教科での課題、試写、音読、教科書巻末問題集、各種ドリル問題集、演習、要約、等を決めて年度末までに学習すべき内容を家庭学習で行うよう指示するというので、未指導分を課題として出していないところとは無いかと思います。全校で未指導分も家庭学習の項目に入っているかと思っています。また長期間学校で学習が出来ないため、その分家でしっかり勉強しなければならないことを指導する。基本的には、午前中は学習するように指導する。学校で指定された課題が終わったら、何をするのか明確に指示する。読書など。それからeライブラリーの先生メニュープリント教材を印刷し、配布したり、各家庭で行うことも可能ということで指示しております。それから県教育委員会作成の復讐シートeライブラリーなどの情報提供をして、各家庭でパソコンの環境がないと駄目なのですが、そういったことも活用できるように情報提供するように指導しております。一番初めに、休業前に伝えている内容でございます。ですから補充問題も何かしらでやっているかと思っています。先程申し上げました年度初めの指導内容につきましては、あくまでも補充内容以外の本来指導すべきことが指導できていない部分については、年度当初に行うということで、これについては県からの通知にあわせた動きとなっております。元々は各学校2学期に、例えば算数を指導しようということもあったのですが、やはり統一で4月8日から4月21日までの間にしっかり指導していくということで指示しております。実際どこでやるかといいますと、やはり各教科それぞれの中でやっていくしかないと思います。ですから年度初めは、中野委員さんおっしゃられたように、例えば3年生だったら、3年生はこんな授業をするんだと、教科書を開きたい気持ちもあると思うんですが、昨年度やっていないところを先にやって、その上で新年度の学年の学習に入っていくというようなことが予想されます。そういったところに対応しているところでございます。

(中野住衣 委員) ありがとうございます。実際のところが分からなかったのが、教育委員会の指導の内容や、学校がどういう対応をしているかというのが良く分かりました。ありがとうございます。実際に近所の子供達とよく私は話をするのですけれども、「家庭学習やっている」と聞くと、「そんなのやっていないよ」という、それが子供だと思うんですね。その辺のところを学力定着ということを考えて、学校の方にも、大変な状況の中ですが、お願いしたいなと思います。引き続きご指導お願いいたします。ありがとうございます。

(細野宏道 教育長職務代理者) 説明ありがとうございます。よく理解できました。関連した質問なんですが、8日から21日までの期間は良いのですが、補充分の指導をしていただくということになりますと、本来8日から21日にやるべきことが出来なくなる、圧縮をされる、そうなると思います。例えば夏休みというものがある今存在をしていますけれども、上尾市は例えば夏休み開始期日を

少し遅らせて、その分学習時間を確保するなどの、そういう施策を決定ではないですけども、検討をしていただいて、早めに、保護者の方等に周知をするとか、今回8日から21日というのは決まっているようですので、今後それ以外をどうフォローしていくかということをも、早めに、手を打っていただいて、是非子供達の学力の低下にならないように、よろしくお願いをしたいと思います。もう1点。先程学校保健課長からもありましたけれども、本日、文科省の方から、各教育委員会の方に学校を再開する場合ということで、今日の新聞にこういうことが出るだろうと、ということが発表されると聞いています。おそらくまだ教育委員会の方には、正式には来ていないと思いますが、そうなったときに、濃厚接触を防ぐとか、マスクを着用するとか、そういうことを学校現場として児童生徒には、ある程度こういうふうにしましょうとか、してくださいとか、現時点で考えていることはあります。喚起とか、そういうことをお聞かせ願いたい。

(**荒井正美 学校保健課長**) まずは4月以降の感染防止対策をしっかりと行うことが重要だと考えておりますが、具体的には細野委員さんおっしゃるように教室の換気を、定期的に時間を設けてしっかりやるとか、あるいは先程申し上げた児童生徒の体調管理、しっかりと検温簿作って、33校、きちんと体調を把握するとことも必要かと思えます。またマスクの着用も徹底が出来れば良いのですが、今かなりマスクが不足していることもあり、低学年の児童については、1日マスクを着けて、しっかりと学校生活を送るとするのは、なかなか小さいお子さんですとマスクを外してしまったりですとか、あるいは表面を触るとまたウイルスが体の中に入る危険性もあるので、なかなかそこが徹底できないところもあって、そのマスクの対応については、どのようにしたら良いか考えているところでございます。

(**細野宏道 教育長職務代理者**) ありがとうございます。

(**中野住衣 委員**) 今、休校が解除された後、感染防止対策についてお話を伺ったんですけども、解除した後の学校の対応というのも様々な点で配慮していかなければならないと思えます。そうした中で、例えば4月ですとか5月、そういう感染防止対策を講じているときに、学校では今、教育計画を作成していると思えますが、例えば行事、5月とか6月は修学旅行も入ってきますよね。そういう行事だとか、教育内容で、何か今の段階で、学校の方が準備しているようなことというのはあるのか、その辺は指導課になるかと思えますが、そういう内容というのはあがってきていますか。

(**太田光登 指導課長**) 学校行事についてお問い合わせいただきましたが、中学校につきましては、やはり5月、6月で日程が入っているので、それについては新幹線の予約等も割り当てがありまして、なかなかその変更が利かないと、小規模校なら、11月なら、今ならば移動が出来るかもしれないというところもあるのですが、大規模校は動かしたら中止しかないという状況もあります。そちらの方の予約は各学校でございますので、各学校で、今中止にするか、行くのか、感染防止の徹底をして行くのか、ということを検討しているところでございます。また、今年度、市内小学校が2校、秋の運動会から春の運動会にしましたが、そちらの5月開催の運動会につきましても、元に戻して秋にするかどうかということを検討しているところでございます。

(**中野住衣 委員**) ありがとうございます。

(**内田みどり 委員**) 万が一なのですが、感染者が学校にあった場合の対策みたいなものは、前もって

お考えになっているものはあるのでしょうか。

(荒井正美 学校保健課長) 今のマニュアル上は、もし児童生徒、もしくは教職員の中で感染者が発生した場合は、臨時休業措置が求められるところでございますが、今日の朝の新聞報道等によりますと、ほんの少し柔軟な対応ができるということで、その学校全体が休校になるか、一部の学年ですとか、クラスに限って、休業が出来るような報道もありますので、これから国の方のガイドラインを見ながら、それに合った形で、体制を整えていきたいと考えております。いずれにしましても、保健所等の指示のもと、学校医とも相談もしながら、休業措置については、進めていくことになっておりますので、連携を取りながら、考えていきたいと思っております。

(池野和己 教育長) 他にございますか。よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(池野和己 教育長) ありがとうございます。それでは、報告につきましてはこれで終了したいと思います。

日程第6 今後の日程報告

(池野和己 教育長) 続きまして「日程第6 今後の日程報告」をお願いいたします。

(森泉洋二 教育総務課長) それでは、教育委員の当面の日程表をお願いいたします。4月8日、水曜日は、午前小学校の、午後中学校の入学式が、10日、金曜日には平方幼稚園の入園式がそれぞれ予定されております。4月22日、水曜日でございますが、教育委員会4月定例会を午後3時より、教育委員室にて予定しております。また、4月20日、月曜日は、上尾・桶川・伊奈の2市1町の教育委員会連絡協議会の関係会議で、理事会、総会が開催予定でございます。開催時間等の詳細は、後日委員の皆様にご通知させていただきます。日程につきましては、以上でございます。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。日程に関して何か質問等ございますか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) それでは、日程報告については終了したいと思います。それでは、その他委員の皆様の方から、ご意見等ございましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

～委員全員から「なし」の声～

日程第7 議案の審議

(池野和己 教育長) ここからは、非公開の会議といたします。恐れ入りますが、傍聴の方は、ご退室をお願いいたします。

～傍聴人退場～

(池野和己教育長) それでは、議案の審議を行います。「議案第29号 教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る令和2年度当初人事異動について」は、関係職員のみのお出席によって、議案の審議を行いたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

(森泉洋二 教育総務課長) それでは両部、部長、次長、教育委員会事務局職員のみ残っていただきまして、それ以外の職員の方はご退席をお願いいたします。

～関係職員以外、退席～

(池野和己 教育長) それでは、議案の審議を行いますが、該当者がおりますので、退室をお願いいたします。申し上げます。伊藤学校教育部長、西嶋教育総務部次長、森泉教育総務課長、初期の事務局職員を行っております山内主幹、鳥丸主査、以上の方は、退室をお願いいたします。

～該当者、退室～

(池野和己 教育長) 「議案第29号 教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る令和2年度当初人事異動について」説明をお願いいたします。

(小林克哉 教育総務部長) 教育長の許可をいただき、資料の配布をお願いいたします。

(池野和己 教育長) 配布を許可します。資料の配布をお願いします。

～資料配布～

○議案第29号 教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る令和2年度当初人事異動について

(小林克哉 教育総務部長) 「議案第29号 教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る令和2年度当初人事異動について」説明申し上げます。この議案は、主幹職以上の職員に係る令和2年度当初人事異動案につきまして、お諮りするものでございます。副主幹職以下の職員の異動につきましては、報告として提出してございます。今回、令和2年度当初人事異動の全体の規模でございますが、退職、採用、全て含めまして、総勢86人でございます。内訳は、退職が5人、他部局への出向が15人、新規採用が10人、再任用の新規がフルタイム、短時間双方合わせまして4人、再任用の更新が同じく、フルタイム、短時間双方合わせて12人、他部局からの転入が15人、教育委員会の内部異動が25人、これで総勢86人という状況でございます。議案は、退職、出向、新規採用、他部局からの転入、教育委員会の内部異動となっております。管理職の異動につきまして議案として提出してございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(池野和己 教育長) ありがとうございました。ただ今、議案第29号について説明をいただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、これより採決を行います。「議案第29号 教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る令和2年度当初人事異動について」原案どおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案どおり可決いたしました。なお、資料につきましては、回収させていただきますので、よろしく願いいたします。

～資料回収～

(池野和己 教育長) それでは、退席した職員に中に戻るように指示をお願いします。

～該当者、入室～

(池野和己 教育長) 続きまして、「議案第30号 令和2年度途中教職員の人事異動に係る内申について」説明をお願いいたします。

(伊藤潔 学校教育部長) 議案第30号につきまして、ご説明申し上げます。教育長の許可をいただき、資料の配布をお願いします。

(池野和己 教育長) 配布を許可します。資料の配布をお願いします。

～資料配布～

○議案第30号 令和2年度途中教職員の人事異動に係る内申について

(伊藤潔 学校教育部長) 議案書36ページ「議案第30号 令和2年度途中教職員の人事異動に係る内申について」説明申し上げます。提案理由ですが、令和2年度、途中人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定に基づき、埼玉県教育委員会に内申したいので、この案を提出するものです。別紙をご覧ください。熊坂由美子、原市小学校教頭が、令和2年4月1日から令和3年3月31日まで休職となることから、関根一磨、上平北小学校主幹教諭を、令和2年4月1日付け途中人事異動により、原市小学校教頭に発令するものです。説明は、以上でございます。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。ただ今、議案第30号について説明をいただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、これより採決を行います。「議案第30号 令和2年度途中教職員の人事異動に係る内申について」原案どおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案どおり可決いたしました。なお、資料につきましては、回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

～資料回収～

日程第8 閉会の宣告

(池野和己 教育長) 以上で、本日予定されておりました日程は、すべて終了いたしました。これをもって、上尾市教育委員会3月定例会を閉会いたします。たいへんお疲れ様でございました。

令和2年4月22日 署名委員 中野 住衣